

階段室に備える火災探知器の配置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

階段室に備える火災探知器の配置に関する事項

改正理由

火災安全設備コード (FSS コード) 9 章においては、階段室に備える火災探知器は、少なくとも階段の最上層及びその下方については 2 層ごとに設置しなければならない旨規定されており、同要件は既に本会規則に取り入れられている。

本会規則においては、上記要件の検査要領として、階段室の内部がすべての層において連続している場合には、11m を超えない間隔ごとに 1 個の火災探知器を備えるよう規定しているが、この場合に火災探知器を具体的にどのように配置すべきかが不明確であった。

このため、階段室の内部の火災探知器の配置に関する要件が明確となるよう、関連規定を改めた。

改正内容

階段室の内部の火災探知器の配置を例示した図を追加した。